

# 全国鉱山保安表彰の見直しについて

令和 7 年 3 月 10 日  
経済産業省 産業保安・安全グループ  
鉱山・火薬類監理官付

# 全国鉱山保安表彰について

## 目的

全国鉱山保安表彰（経済産業大臣表彰）は、鉱山保安法制定の翌年度の昭和25年度に鉱山における保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識と理解を深め、もって鉱山の災害及び鉱害の防止に資することを目的に創設された。

## 令和6年度全国鉱山保安表彰の概要

### 1. 表彰を受ける鉱山等

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 鉱山の部       | 2鉱山 |
| (2) 保安従事者の部    | 19名 |
| (3) 保安功労・貢献者の部 | 1名  |

### 2. 表彰式典の概要

- 日時 令和6年10月8日（火）11時30分～12時30分  
場所 KKRホテル東京 10階 瑞宝の間

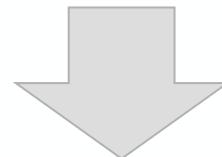


全国鉱山保安表彰式（湯本啓市 大臣官房技術総括・保安審議官出席）  
(令和6年10月8日)

# 全国鉱山保安表彰の見直しについて

## 内容（表彰対象区分について）

- 近年、保安功労・貢献者の部の「家庭」区分での表彰がないため、表彰対象区分を見直してもよいのではないか。  
現状の表彰制度では、「経験年数」や「無災害期間」等の評価基準の割合が高く、若い方を推薦することが難しい。  
例えば、事業所において特に率先して保安活動や保安改善提案を行うなど、鉱山保安活動において同世代の中で中心的な役割を担った経験の多い個人を評価することで、若い方のモチベーションを高めることができるのでないか。



- 保安功労・貢献者の部の「家庭」区分の廃止。
- 特別功労・貢献者の部の「個人（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）」区分の評価基準の新設。

事業所において特に率先して保安活動や保安改善提案を行うなど、鉱山保安活動において同世代の中で中心的な役割を担った経験の多い鉱山保安に関する鉱業経験年数が20年未満の個人を評価できる。

～特別功労・貢献者の部【個人（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）】～

### 1. 基本的な実績（必須）

- ①鉱山労働者として、現在在職中の者又は過去において在職した者で、かつ最近5年間、軽傷以上のり災がない又は鉱害を発生させていない者。  
②最近5年以上重大な法規違反（送致、監督部長による行政処分）がない。

はい いいえ  
はい いいえ

### 2. 鉱山保安マネジメントシステムに関する実績（はい1つ10点。ただし、⑨ははい1つ20点。）

- ①最近5年間、地方表彰の他、会社又は他団体から表彰を受けたことがある。  
②教育の指導員になったことがある。  
③作業監督者である又は過去保安技術職員であった。  
④鉱山労働者代表又は保安委員会委員になっている若しくは委員であった。  
⑤保安教育に積極的に参加している。  
⑥保安運動に積極的に参加している。  
⑦職場の保安改善提案等、積極的に取り組んでいる。  
⑧他の鉱山労働者の模範となっている。  
⑨鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化に関する取組について、リスクアセスメントの充実等及びマネジメントシステムの構築等に関し、特に顕著な功績がある。

はい いいえ  
はい いいえ

### 3. 鉱山保安マネジメントシステムに関する実績（鉱業経験年数が20年未満の場合）

- (※1) (※2) (①及び②ははい1つ10点。③及び④ははい1つ20点。⑤ははい1つ40点。)  
①最近5年間、地方表彰の他、会社又は他団体から表彰を受けたことがある。  
②事業所において特に率先して保安教育、保安運動に積極的に参加している。  
③職場の保安改善提案等、積極的に取り組んでいる。  
④同世代の中で中心的な役割を担った経験が多く、他の鉱山労働者の模範となっている。  
⑤鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化に関する取組について、リスクアセスメントの充実等及びマネジメントシステムの構築等に関し、特に顕著な功績がある。

はい いいえ  
はい いいえ

(※1) 表彰年の前年の12月末までの期間・時間を算出するものとする。  
(※2) 当該者が保安従事者として従事した期間（複数の鉱山で保安従事者として従事していた場合は、それぞれの鉱山での在籍期間を合算する。）